

総行マ第11号  
令和4年1月31日

各都道府県知事 殿  
各指定都市市長

総務省自治行政局長  
(公印省略)

個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について（通知）

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）を踏まえ、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成27年9月29日付け総行住第137号通知）の一部を下記のとおり改正することとしました。

各都道府県におかれては内容を承知の上、域内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に周知してください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 改正内容

個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

第2 実施期日

この通知は、通知の日から実施する。

担当：総務省自治行政局住民制度課  
マイナンバー制度支援室  
松本官、知念官、佐藤官  
03-5253-5536（直通）

# 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

現行	改正後
<p>第4 個人番号カードの交付</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 交付</p> <p>(1) 交付時来庁方式による交付方法</p> <p>A・B (略)</p> <p>C A又はBの書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類</p> <p>(A) (略)</p> <p>(B) (A)のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、市町村長が適当と認めるもの(住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。)</p> <p>なお、(B)における市町村長が適当と認める書類としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書、Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険又は介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、子ども医療費受給者証等が考えられる。</p> <p>また、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類等の</p>	<p>第4 個人番号カードの交付</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 交付</p> <p>(1) 交付時来庁方式による交付方法</p> <p>A・B (略)</p> <p>C A又はBの書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類</p> <p>(A) (略)</p> <p>(B) (A)のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、市町村長が適当と認めるもの(住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。)</p> <p>なお、(B)における市町村長が適当と認める書類としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書、Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険又は介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、子ども医療費受給者証等が考えられる。</p> <p>また、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類等の</p>

ほか、交付申請者が長期で入院している者や介護施設等に入所している者である場合は、病院長又は施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第1）を、交付申請者が15歳未満の者である場合は、法定代理人は民法上特別な地位を与えられていることに鑑み、法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第2）を利用することも考えられる。

のほか、交付申請者が長期で入院している者や介護施設等に入所している者である場合は、病院長又は施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第1-1）を、交付申請者が在宅で保健医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている者である場合は、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第1-2）を、交付申請者が15歳未満の者である場合は、法定代理人は民法上特別な地位を与えられていることに鑑み、法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第2）を利用することも考えられる。

別紙様式第1

個人番号カード顔写真証明書

△△△△長 様 令和 年 月 日

(申請者本人)

氏名			
住所			
生年月日	性別	男・女	
電話番号			

申請者本人の  
顔写真貼付欄

私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。

(施設長記載)

施設名			
施設の住所			
氏名			
電話番号			

別紙様式第1-1

個人番号カード顔写真証明書

△△△△長 様 令和 年 月 日

(申請者本人)

氏名			
住所			
生年月日	性別	男・女	
電話番号			

申請者本人の  
顔写真貼付欄

私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。

(施設長記載)

施設名			
施設の住所			
氏名			
電話番号			

[新設]

(中略)

D・E (略)

(2) (略)

(3) 住所地市町村長以外の市町村長による申請時来庁方式及び出張申請受付方式による交付方法

住所地市町村長以外の市町村長は、次に掲げる書類を住所地市町村長に送付する(規則第5条)。また、住所地市町村長は、住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項を確認することにより、交付申請者の実在性を確認する。

ア (1)に掲げるいずれかの書類の写し

個人番号カード顔写真証明書				別紙様式第1-2
△△△△長 様				令和 年 月 日
(申請者本人)				申請者本人の 顔写真貼付欄
氏名				
住所				
生年月日		性別	男・女	
電話番号				
私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。				
(介護支援専門員記載)				
氏名				
(指定居宅介護支援事業者の長記載)				
事業者名				
事業者の住所				
氏名				
電話番号				

(中略)

D・E (略)

(2) (略)

(3) 住所地市町村長以外の市町村長による申請時来庁方式及び出張申請受付方式による交付方法

住所地市町村長以外の市町村長は、次に掲げる書類を住所地市町村長に送付する(規則第5条)。また、住所地市町村長は、住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項を確認することにより、交付申請者の実在性を確認する。

ア (1)に掲げるいずれかの書類の写し

イ 暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書  
ウ 本人確認を行った旨を証する書類

(略)

暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書暗証番号設定依頼書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

また、(1)に掲げるいずれかの書類の提示を受け本人確認を行った旨を証する書類の様式は、次に掲げる様式第3のとおりとする。

様式第1～第3 (略)

以上の書類及び書類の写しについては、住所地市町村において交付申請書とともに保存する。

(4)・(5) (略)

(6) 個人番号カードの暗証番号の設定

個人番号カードに係る暗証番号の設定については、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 交付申請者又はその法定代理人に個人番号カードを交付する場合は、交付申請者又はその法定代理人自ら、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する数字4桁からなる暗証番号を個人番号カードに設定させる(省令第33条第1項)。なお、二種類の暗証番号が同一でも差し支えない。

イ 暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書  
ウ 本人確認を行った旨を証する書類

(略)

暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書暗証番号設定依頼書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

また、(1)に掲げるいずれかの書類の提示を受け本人確認を行った旨を証する書類の様式は、次に掲げる様式第3のとおりとする。

様式第1～第3 (略)

住所地市町村長以外の市町村長により行われた本人確認の結果については、その事実及び本人確認の際に提示を受けた証明書等の種類等を控えておくことで足りる。また、送付を受けた書類及び書類の写しについては、必要に応じ、住所地市町村長の判断により、保存することとしても差し支えない。

(4)・(5) (略)

(6) 個人番号カードの暗証番号の設定

個人番号カードに係る暗証番号の設定については、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 交付申請者又はその法定代理人に個人番号カードを交付する場合は、交付申請者又はその法定代理人自ら、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する数字4桁からなる暗証番号を個人番号カードに設定させる(省令第33条第1項)。なお、二種類の暗証番号が同一でも差し支えない。

この場合において、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難であると認められるときは、市町村職員が必要な補助を行うこととして差し支えない。

また、個人番号カードの交付を行うにあたっては、設定した暗証番号を記載するための書類を交付するものとする。

この場合において、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難であると認められるときは、交付申請者又はその法定代理人の同意を前提として暗証番号を代行して入力することを含め、市町村職員や介助者による必要な補助を行うこととして差し支えない。なお、暗証番号の決定を代行することは認められないことから、暗証番号を代行して入力する際には、入力を代行する市町村職員以外の市町村職員が本人の意思を確認するなど、本人が暗証番号を決定したことについて十分な確認を行うものとする。

また、個人番号カードの交付を行うにあたっては、設定した暗証番号を記載するための書類を交付するものとする。

# 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領

## 【目次】

第1	個人番号	6
1	個人番号の指定及び通知	6
2	請求による従前の個人番号に代わる個人番号の指定	6
(1)	請求の受理（令第3条第1項）	6
(2)	従前の個人番号に代わる個人番号の指定（令第3条第4項）	9
(3)	郵便等による個人番号指定請求書の提出	9
(4)	法定代理人等による請求	9
(5)	代理人を通じた個人番号指定請求書の提出等（令第3条第6項、省令第3条）	9
(6)	電子情報処理組織を使用した個人番号指定請求書の提出（規則第12条第1項において準用する規則第3条）	11
(7)	個人番号カードの廃止又は回収	11
3	職権による従前の個人番号に代わる個人番号の指定	11
第2	個人番号通知書	13
第3	個人番号カードの様式等	15
1	様式及び規格	15
2	券面記載事項	17
3	内部記録事項	17
第4	個人番号カードの交付	18
1	交付申請書の受理	18
2	発行	25
3	交付	28
(1)	交付時来庁方式による交付方法	28
(2)	申請時来庁方式及び出張申請受付方式による交付方法	35
(3)	住所地市町村長以外の市町村長による申請時来庁方式及び出張申請受付方式による交付方法	35
(4)	15歳未満の者及び成年被後見人が交付申請者である場合の交付方法	40
(5)	交付申請者の代理人に対する交付方法	41
(6)	個人番号カードの暗証番号の設定	42
(7)	個人番号カードの交付に係るその他の留意事項	45

第5	個人番号カードの再交付	46
1	再交付申請書の受理	46
2	発行	48
3	再交付	48
第6	個人番号カードの有効期間内の交付	50
1	交付申請書の受理	50
2	発行	50
3	交付	51
第7	個人番号カードのその他の手続	52
1	最初の転入届の受理の際に講ずべき措置	52
2	個人番号カードの券面記載事項の変更届出	52
3	個人番号カードの暗証番号の変更	56
4	個人番号カードの暗証番号の再設定	56
5	個人番号カードを紛失した旨の届出	59
6	紛失した個人番号カードを発見した旨の届出	62
7	個人番号カードの廃止又は回収	65
8	個人番号カードの廃棄	69
第8	個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任等	70
1	個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任	70
2	個人番号通知書及び個人番号カードに関して機構が処理する事務	70
3	市町村長から機構への通知	70
	(1) 個人番号通知書・個人番号カード関連事務に関する機構への通知	70
	(2) 個人番号通知書及び個人番号カードに関して機構が処理する事務に関する機構への通知	70
	(3) 通知の方法	71
第9	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の一部の施行に伴う経過措置	72
1	請求による従前の個人番号に代わる個人番号の指定	72
	(1) 請求に際する通知カードの返納	72
	(2) 請求の際に提出させる書類	72
2	職権による従前の個人番号に代わる個人番号の指定	72
3	通知カードの手続	72
	(1) 通知カードを紛失した旨の届出	72
	(2) 紛失した通知カードを発見した旨の届出	72
	(3) 通知カードの返納	72



(4) 通知カードの廃棄	73
4 個人番号カードの交付	73
5 通知カード・個人番号カード関連事務の委任	73
第10 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第83号）附則第2条による経過措置	73

## 【定 義】

この事務処理要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- |                    |  |
|--------------------|--|
| (1) 法              | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）をいう。   |
| (2) 令              | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）をいう。   |
| (3) 規則             | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）をいう。  |
| (4) 省令             | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）をいう。   |
| (5) 整備法            | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）をいう。   |
| (6) 番号法総務省関係整備令    | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第301号）をいう。 |
| (7) 住基法            | 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）をいう。   |
| (8) 住基令            | 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）をいう。   |
| (9) 情報通信技術活用法      | 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）をいう。  |
| (10) 情報通信技術活用法施行規則 | 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）をいう。   |
| (11) 個人番号カード等技術基準  | 個人番号カード等に関する技術的基準（平成27年総務省告示第314号）をいう。   |
| (12) 機構            | 地方公共団体情報システム機構をいう。   |
| (13) 本人確認情報        | 住基法第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。ただし、機構から提供される本人確認情報にあつては、住基法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報とする。   |
| (14) 電子署名          | 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。  |
| (15) 住民記録システム      | 住民票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準（昭和61年自治省告示第15号）第1の1に規定する住民記録システムをいう。                                |
| (16) コミュニケーションサーバ  | 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）第1の2に規定するコミュニケーションサーバをいう。                              |
| (17) 旧氏            | 住基令第30条の13に規定する旧氏をいう。  |
| (18) 旧氏記載者         | 住基令第30条の14第1項に規定する旧氏記載者をいう。  |
| (19) 外国人住民         | 住基法第30条の45に規定する外国人住民をいう。   |

- |      |         |   |
|------|---------|---|
| (20) | 中長期在留者  | 住基法第30条の45に規定する中長期在留者をいう。                   |
| (21) | 特別永住者   | 住基法第30条の45に規定する特別永住者をいう。                    |
| (22) | 一時庇護許可者 | 住基法第30条の45に規定する一時庇護許可者をいう。                  |
| (23) | 仮滞在許可者  | 住基法第30条の45に規定する仮滞在許可者をいう。                   |
| (24) | 経過滞在者   | 住基法第30条の45に規定する出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者をいう。 |
| (25) | 通称      | 住基令第30条の16第1項に規定する通称をいう。                    |

## 第1 個人番号

### 1 個人番号の指定及び通知

ア 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、新たに住民票コードを記載した場合、機構に対して電気通信回線を通じて当該者の住民票コード及び個人番号とすべき番号の生成を求める旨の情報を通知し、機構から通知された個人番号とすべき番号を当該者の個人番号として指定し、記載する。また、当該者に対して個人番号通知書により当該個人番号を通知することとする（法第7条第1項、法第8条第1項、令第7条、住基令第12条第2項第1号の2、省令第7条）。

イ 転入をした者については、転出証明書に記載された個人番号を住民票に記載する。

ウ 以前個人番号を記載されたことのある国外転出者が国内に転入する場合等は、機構から本人確認情報の提供を受け、以前記載された個人番号を確認した上で、当該以前記載された個人番号を住民票に記載する。

エ 以前住民票コードを記載されたことのある国外転出者が国内に転入する場合等は、機構から本人確認情報の提供を受け、以前記載された住民票コードを確認した上で、アに準じて個人番号とすべき番号の生成要求等を行い、当該個人番号とすべき番号を当該者の個人番号として指定し、住民票に記載する。また、当該者に対して個人番号通知書により当該個人番号を通知することとする（法附則第3条第2項、整備法第17条第2項、省令第7条）。

### 2 請求による従前の個人番号に代わる個人番号の指定

住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長（以下「住所地市町村長」という。）に対し、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、従前の個人番号に代わる個人番号の指定の請求をすることができる（法第7条第2項）。

市町村長は、当該請求を受けたときは、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる理由を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる（令第3条第3項）。

また、理由があると認められる場合であって、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者が個人番号カードの交付を受けている者であるときは、個人番号カードを返納する事由並びにその者の氏名及び住所を記載した返納届（以下「個人番号カード返納届」という。）とあわせて、その者に対し、個人番号カードの返納を求める（令第3条第5項）。

なお、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）又は代理人による個人番号カードの返納についても、その受理を行うことができる。

また、個人番号指定請求書（個人番号、当該個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる理由、請求者の氏名及び住所を記載した請求書をいう。以下同じ。）に個人番号カードを返納する旨を記載することにより、個人番号カード返納届の提出に代えることができる。

#### (1) 請求の受理（令第3条第1項）

##### ア 個人番号指定請求書の記載事項

個人番号の指定を請求しようとする者に対し個人番号指定請求書を提出させる（省令第2条）。

個人番号指定請求書の様式は、次に掲げるとおりとする。

個人番号指定請求書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※1	性別 ※1	男・女
氏名			
住所			
電話番号			
個人番号の不正利用のおそれがある理由 ※2			

※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

※2 不正利用のおそれがあると認められる理由が「紛失」の場合には、紛失した事実を証する書類等を添付してください。

代理人申請の場合は、下記に記入してください。

代理人		本人との関係	
住所			
電話番号			

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加え、住所の記載も省略することが可能です。

イ 個人番号指定請求書の提出の際に提出させる書類

個人番号指定請求書を提出する際には、次に掲げるいずれかの書類を提出させること等により（令第3条第2項において準用する法第16条、規則第12条第1項において準用する規則第1条、第2条第3項）、個人番号の指定を請求しようとする者が本人であることを確認する。

住民基本台帳カード（当該住民基本台帳カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。第4-3-(3)及び(7)一エを除き、以下同じ。）又は個人番号カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と個人番号指定請求書に記載された事項を照合することにより行うものとし、住民基本台帳カード又は個人番号カード以外の書類による本人確認は、その券面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と個人番号指定請求書に記載された事項とを照合すること等により行うものとする。ただし、住民基本台帳カード又は個人番号カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合等に限り、住民基本台帳カード又は個人番号カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。

なお、有効期間の定めがある書類については、有効期間内のものに限る。

また、個人番号の記載のある住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳に記録されている個人番号及び個人識別事項（住民票に記載されている氏名及び生年月日又は住所をいう。以下同じ。）を確認することも可能である（規則第12条第1項において準用する規則第2条第1項第4号））。

(ア) 個人番号カード

(イ) 個人番号の記載のある住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び次に掲げるいずれかの書類

- A 住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの
- B Aのほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの

市町村長が適当と認めるものとしては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、一時庇護許可書、仮滞在許可書等が考えられる。

- C A又はBに掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類のうち二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）の書類

(A) 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの

(B) (A)に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの（住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）

市町村長が適当と認めるものとは、以上の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、申請者本人であることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照

会したその回答書その他市町村長が総合的に勘案して書類の所持者が本人であると判断できるものである。  
なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

(2) 従前の個人番号に代わる個人番号の指定（令第3条第4項）

住所地市町村長は、個人番号指定請求書の提出を受けた場合において、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認めるときは、機構に対し、当該請求に係る従前の個人番号に代えて当該提出をした者の個人番号とすべき番号生成要求を行い、機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に係る住民票に記載するとともに、個人番号の指定をした旨及び指定をした年月日を記入し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を個人番号通知書により通知する（法第7条第2項、法第8条第1項、令第3条第4項、省令第7条）。

(3) 郵便等による個人番号指定請求書の提出

郵便等による個人番号の指定の請求については、第1-2-(1)-イに掲げる書類（これらの書類を複写機により複写したものを含む。）等を添付させることにより本人確認を行う。この場合において、必要に応じ、適宜、電話等により質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

(4) 法定代理人等による請求

個人番号の指定の請求については、個人情報保護の観点からは、本人が自ら請求をするべきであるが、未成年者や成年被後見人のように自ら請求することが困難な者もあることから、未成年者及び成年被後見人の法定代理人並びに登記事項証明書の代理行為目録により当該請求の代理権を有していると認められる保佐人及び補助人に限り、本人に代わって請求することができることとするのが適当である。

この場合、法定代理人については、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示させるとともに、当該法定代理人に係る第1-2-(1)-イに掲げる書類により、法定代理人本人であることを確認する。ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村の判断により、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。

また、保佐人及び補助人については、登記事項証明書の代理行為目録により代理権が認められていることを確認するとともに、当該保佐人及び補助人に係る第1-2-(1)-イに掲げる書類により、保佐人及び補助人本人であることを確認する。

(5) 代理人を通じた個人番号指定請求書の提出等（令第3条第6項、省令第3条）

個人番号指定請求書の提出は、代理人を通じてすることができる（令第3条第6項）。住所地市町村長は、当該代理人に対し、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる理由を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる。

また、理由があると認められる場合であって、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者が個人番号カードの交付を受けている者であるときは、その者の代理人に対し、その返納を求める。

個人番号指定請求書を提出する際には、次に掲げる書類を提示させること等により、代理権の存在及び代理人が本人であることを確認する（令第3条第7項において準用する令第12条第2項、規則第12条第2項）。

住民基本台帳カード又は個人番号カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と個人番号指定請求書に記載された事項を照合することにより行うものとし、住民基本台帳カード又は個人番号カード以外の書類による本人確認は、その券面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と個人番号指定請求書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。ただし、住民基本台帳カード又は個人番号カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合等に限り、住民基本台帳カード又は個人番

号カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。

なお、有効期間の定めがある書類については、有効期間内のものに限る。

ア 代理人の代理権を証明する書類（次のいずれかの書類）

(ア) 本人の代理人として個人番号指定請求書を提出する者が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類

ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村の判断により、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。

(イ) 本人の代理人として個人番号指定請求書を提出する者が法定代理人以外の者である場合には、委任状や保佐人及び補助人に係る登記事項証明書の代理行為目録

(ロ) (ア)又は(イ)の書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、官公署又は個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号指定請求書を提出することを証明するものとして市町村長が適当と認める書類

(ハ) 本人の代理人として個人番号指定請求書を提出する者が法人であるときは、(ア)から(ロ)までに掲げるいずれかの書類であって当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地が記載されたもの（規則第12条第2項において準用する規則第6条第2項）

イ 代理人の本人確認書類

(ア) 住民基本台帳カード、個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの

(イ) (ア)のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、アの書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの

(ロ) 本人の代理人として個人番号指定請求書を提出する者が法人であるときは、登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）（規則第12条第2項において準用する規則第7条第2項）

(ハ) (ア)又は(イ)の書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げる書類のうち二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）の書類（代理人の個人識別事項の記載があるものに限る。）

A 第1-2-(1)-イ-(イ)-C-(A)の書類

B 第1-2-(1)-イ-(イ)-C-(B)の書類

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

ウ 本人の個人番号及び個人識別事項が記載された書類

本人に係る個人番号カード若しくはその写し又は住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書



なお、ウの書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、住民基本台帳に記録されている本人の個人番号及び個人識別事項を確認する措置をとらなければならない。

(6) 電子情報処理組織を使用した個人番号指定請求書の提出（規則第12条第1項において準用する規則第3条）

ア 請求の受理

(ア) 市町村長は、電子情報処理組織を使用して行った個人番号の指定の請求を受理することができる。

(イ) 個人番号指定請求書の記載事項を請求者の使用に係る電子計算機から入力して明らかにさせる。

(ウ) 次に掲げる方法により、請求者の個人番号及び請求の意思を確認する。

A 個人番号カードの券面事項入力補助領域に記録された署名券面情報（機構により電子署名が行われた券面事項入力補助情報（券面に記載した氏名（旧氏記載者にあつては氏名及び旧氏、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）、住所、生年月日、性別及び個人番号に関する情報をいう。）をいう。以下同じ。）並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた(イ)により入力する事項についての情報を送信させる方法

B 市町村において住民基本台帳に記録されている請求者の個人番号を確認するとともに、請求者に次に掲げる電子証明書（市町村長が当該市町村長の電子計算機から認証することができるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた(イ)により入力する事項についての情報を送信させる方法

(A) 署名用電子証明書

(B) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

(C) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(エ) なお、送信された事項のみでは請求理由等が具体的に明らかにならない場合等、これらの事項に疑義がある場合には、指定の請求を受理すべきでないことはいうまでもない。

イ 本人確認

本人確認については、第1-2-(1)-イに準じて行う。

(7) 個人番号カードの廃止又は回収

個人番号カードの交付を受けている者から、個人番号の指定の請求があった場合は、個人番号カード返納届を添えて、個人番号カードを返納させ、個人番号カードのカード運用状況（以下「個人番号カード運用状況」という。）を廃止及び回収とする（法第17条第6項及び第7項、令第3条第5項、令第14条第8号、令第15条第1項第2号及び第2項）。

なお、個人番号カードの返納がなかった場合は、個人番号の指定処理と連動して、個人番号カード運用状況を廃止とする。

3 職権による従前の個人番号に代わる個人番号の指定

ア 住所地市町村長は、2の場合のほか、当該住所地市町村が備える住民基本台帳に記載されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、機構に対し、当該個人番号に代えてその者の個人番号とすべき番号の生成要求を行い、機構から通知された個人

番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に係る住民票に記載するとともに、個人番号の指定をした旨及び指定をした年月日を記入し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を個人番号通知書により通知する（法第7条第2項、法第8条第1項、令第4条第1項、省令第7条）。

イ 住所地市町村長は、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者に対し、当該指定をしようとする理由及びその者が個人番号カードの交付を受けている者であるときは、当該個人番号カードの返納を求める旨を当該個人番号と併せて通知する。

この場合において、通知が困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示する（法第17条第7項、令第4条第2項、令第14条第8号、令第15条第1項第2号及び第2項）。

なお、個人番号カードの廃止等については、第7－8に準じて取り扱う。

## 第2 個人番号通知書

### ア 発行

個人番号通知書は、機構が、氏名、生年月日、個人番号、個人番号通知書の発行の日、個人番号通知書である旨の表示、交付地市町村長名、照合番号の一部として利用するための10桁の英数字をその表面に記載し、作成する（省令第7条）。

個人番号通知書を発行するにあたっては、その表面記載事項が正確であるかどうかについて留意する。

### イ 交付

(ア) 個人番号通知書は、機構が、郵便等により送付する（省令第7条）。

なお、本人への到達の確実性を高める観点からは、書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法等の信頼性の高い手段によるべきものとする。

(イ) (ア)の個人番号通知書が宛先なし等の理由で市町村に返戻されてきたときは、個人番号通知書の運用状況（以下「個人番号通知書運用状況」という。）を更新するとともに、当該市町村において住民票記載事項の確認、調査を行い、以下の場合においては、個人番号通知書の返還登録を行った上で、当該個人番号通知書を物理的に廃棄する。

A 他の市町村への転出を確認した場合

B 住民票が削除されている場合

上記A又はB以外の場合においては、返戻された個人番号通知書を一定期間（3月程度）保管する。また、交付については、本人若しくはその代理人に来庁させ、若しくは職員が本人のもとへ出向き、又は再度書留郵便等で本人に送付することにより行うものとし、交付した場合には、個人番号通知書運用状況を更新する。

病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により本人の出頭が困難である場合等においては、職員が本人のもとへ出向き、又は再度書留郵便等で本人に送付することにより個人番号通知書を交付することが適当である。

一定期間（3月程度）を経過しても個人番号通知書の交付ができない場合は、返還登録を行ったうえで、当該個人番号通知書を物理的に廃棄する。ただし、本人にやむを得ない事情がある場合等には、一定期間（3月程度）を経過して保管したうえで、交付する。

(ウ) 返戻された個人番号通知書を、本人に来庁させ、又は職員が本人のもとへ出向き交付する場合、次に掲げるいずれかの書類の提示を受け、本人確認を行う。

次に掲げる書類による本人確認については、暗証番号の照合や表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と個人番号通知書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。

なお、有効期間の定めがある書類については、有効期間内のものに限る。

また、次に掲げる本人確認書類については、券面の特徴等を市町村において適格に把握できるものについては、当該書類が偽変造されたものでないことを目視等により厳格に確認すること。さらに、それ以外の書類については、氏名等を修正した跡がある等当該書類に明らかに偽変造が疑われる点がないかを目視等により確認すること。

また、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

なお、本人確認の結果については、本人確認の方法、提示させた証明書等の種類等を控えておくことで足りる。必要に応じ、市町村長の判断により、複写をとることとしても差し支えない。なお、その場合、個人情報保護に配慮する観点から、本人の了解を得ることが望ましい。保存の方法は、電磁的方法によることとしても差し支えない。

A 運転免許証、旅券その他官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの

市町村長が適当と認める書類とは、例示した書類のほか、住民基本台帳カード、個人番号カード（(エ)の代理人に対する交付の場合を想定している。）、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書等が考えられる。

B Aに掲げる書類を提示することが困難であると認められる場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて住所地市町村長が適当と認める二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）の書類（個人識別事項の記載があるものに限る。）

市町村長が適当と認める書類とは、Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険又は介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、子ども医療費受給者証等が考えられる。

また、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類等が考えられる。

(エ) 返戻された個人番号通知書を、本人の代理人に来庁させ交付する場合、次に掲げる全ての書類を提示させ、代理人の本人確認及び代理権の確認を行う。ただし、代理人が本人と同一の世帯に属する者である場合には、Bの書類の提出は必要ない。

なお、Cの書類による本人確認の方法は、(ウ)に準じて取り扱う。

また、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

A 市町村長が適当と認める書類

市町村長が適当と認める書類とは、本人の第2-イ-(ウ)-Aに掲げる書類及び第2-イ-(ウ)-Bにおいて市町村長が適当と認める書類として掲げる書類が考えられる。

B 代理人の代理権を証明する書類（次のいずれかの書類）

(A) 代理人が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類

ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村長の判断により、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。また、15歳未満の者が本人である場合で、本人と法定代理人とが同一世帯かつ親子の関係にあることが住民票により確認できる場合には、市町村長の判断により、法定代理人が交付申請者の法定代理人である旨を口頭等で確認することにより、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。

(B) 代理人が法定代理人以外の者である場合には、委任状や保佐人及び補助人に係る登記事項証明書の代理行為目録等、交付申請者の指定の事実を確認するに足る資料

C 代理人の本人確認書類

代理人の本人確認書類については、第2-イ-(ウ)-A及びBに準じて取り扱う。

### 第3 個人番号カードの様式等

#### 1 様式及び規格

個人番号カードの様式及び規格については、省令（別記様式）、個人番号カード等技術基準において規定されているところであり、詳細については次のとおりである。



## 2 券面記載事項

- ア 個人番号カードは、氏名（旧氏記載者にあつては氏名及び旧氏、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）、住所、生年月日、性別及び個人番号カードの有効期間が満了する日とその表面に、氏名、生年月日、個人番号をその裏面に、それぞれ記載するとともに、写真を表面に表示する（法第2条第7項、令第1条、省令第25条）。
- イ 住民票に記載されている氏名（旧氏記載者にあつては住民票に記載されている氏名及び旧氏、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては住民票に記載されている氏名及び通称）、生年月日、男女の別、住所及び個人番号を個人番号カードの表面又は裏面に記載する（省令第18条）。氏名（旧氏記載者にあつては氏名及び旧氏、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）又は住所の字数が多いため、個人番号カードの表面に記載できない部分があるときは、当該部分を表面の追記欄に記載し「何字加入」等と明記してこれに職印を押す。
- ウ 個人番号カードには、アのほか、表面には、個人番号カードである旨の表示、交付地市町村長名、照合番号の一部として利用するための16桁の英数字及び4桁の数字を記載する。また、裏面には、省令別記様式の「図形」を施す。
- エ 個人番号カードの交付を受けようとする者から特別の申請があつた場合、所要の点字エンボス加工を行うものとする。

## 3 内部記録事項

- ア 個人番号カードは、その半導体集積回路に住民票コードを記録する（省令第17条）。
- イ 個人番号カードの半導体集積回路には、アのほか、券面事項確認情報（券面に記載した氏名（旧氏記載者にあつては氏名及び旧氏、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期間が満了する日及び照合番号の一部として利用するための4桁の数字並びに表面に印刷した写真に関する情報をいう。）を記録する（法第2条第7項、令第1条、個人番号カード等技術基準第3-2-(7)-ア）。
- ウ 個人番号カードの半導体集積回路には、ア及びイのほか、署名券面情報を記録する（個人番号カード等技術基準第4-1-(2)-エ）。
- エ 個人番号カードの半導体集積回路には、アからウまでのほか、相互認証を行うための情報、ア又はウの暗証番号、イ又はウの全部又は一部の読み取り又は解析を行うための照合番号及び発行市町村のコードを記録する。
- オ 個人番号カードの半導体集積回路には、法第18条の条例等で定める事務を処理するために必要な事項を個人番号カード等技術基準第9の独立した領域に記録することができる。

#### 第4 個人番号カードの交付

##### 1 交付申請書の受理

###### ア 交付申請書の記載事項

個人番号カードの交付を受けようとする者に対し、次の(ア)及び(イ)の事項を記載した交付申請書を、直接に又は住所地市町村長を通じて、機構に提出させる（令第13条第1項又は第2項、省令第20条）。

(ア) 交付申請者の氏名及び住所

(イ) 個人番号又は生年月日及び性別（第8-1により第8-1-ウに掲げる事務を機構が行う場合には、個人番号（交付申請者が個人番号通知書とともに発送される交付申請書の用紙を用いる場合には、生年月日及び性別））

交付申請書は、電子証明書発行／更新申請書と統合することとし、次に掲げる様式とする。